

三次市立三次中学校 生徒指導だより

第5号



令和7年11月19日（水）

【朝夕の寒さが少しづつ厳しくなってきました】

11月に入って半分がすぎましたね。先日まで「暑い・暑い」と言って過ごしていましたが、朝夕はすっかり秋らしく冷え込む季節となりました。日中は過ごしやすい気温くらいに上がりますが、登下校時には、防寒着を着たり防寒具を身に着けたりする生徒を見かけます。朝晩と昼の寒暖差が激しくなっていますので、体調管理には気を付けてください。三次中学校では制服移行期間を終え、登校時には冬服着用となっていますが、日中は「気象や体調に合わせて本校指定の制服をうまく組み合わせることとなっています。体調管理に気を付けて生活しましょう。また、防寒着の着用については、「冬季は登下校時の防寒着を着用してもよいこととし、校舎内では、原則として着用を禁止します。防寒着は華美でないものとします。」としております。確認をして上手に活用してください。手袋やマフラー等、登下校時には活用して寒さ対策につとめましょう。

【自転車に関する道路交通法が改正されます】

皆さんは令和8年度の4月から自転車に関する道路交通法を一部改正する法律により、自転車乗用中の「ながらスマホ」や物を持ちながら運転する行為が禁止されます。また、公布から2年内に16歳以上の自転車運転者による交通違反についても罰則の対象となります。

みなさんにとって自転車はなくてはならない移動手段だと思いますが、運転しながらスマホを見たり、ペットボトルで飲み物を飲んだり、買い物袋等を持ちながら運転していませんか？これらの行為については全て禁止行為となり、違反した場合は「5万円以下の罰金」もしくは「6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金」となります。また、これらの行為を行いながら自転車で交通事故を起こし他人を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」等により、「5年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。便利なはずの自転車ですが、使い方によっては自分も他者も傷つけてしまうものになります。片手をふさぐような乗り方は絶対にやめ、安全に心がけて利用しましょう。また、ヘルメットの着用も自身を守るために必要です。詳しくは配布した別紙をご覧ください。2学期の終業式時にみなさんには詳しく説明します。